

第381回上山市農業委員会総会議事録

1 期 日 令和2年8月25日（火）午後1時30分開会

2 場 所 市役所大会議室

3 出席委員

1 番 江口勘四郎委員 2 番 長沼健司委員 3 番 山川光照委員

4 番 上妻一実委員 5 番 山口久志委員 6 番 吉田とも委員

7 番 井上隆市委員 8 番 松田陽一委員 9 番 木村 正委員

10 番 富田憲一委員 11 番 鈴木萬四郎委員 12 番 渡邊智春委員

13 番 後藤敏秀委員 14 番 原田広幸委員 15 番 木村辰也委員

16 番 花谷和男委員

4 欠席委員

5 議事日程

日程1 諸般の報告

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程4 議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程5 議 第3号 第423回農用地利用集積計画（所有権移転）について

日程6 議 第4号 第424回農用地利用集積計画（利用権設定）について

日程7 報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出書の受理について

日程8 報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について

日程9 報告第3号 農地法第18条の規定による通知書の受理について

日程10 報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程11 報告第5号 非農地証明書の交付について

6 事務局出席職員

事務局長 漆山徹、係長 柏倉昌範、係員 大沼織江、係員 齋藤啓華

7 会議の概要

議長 定刻になりましたので、8月17日に告示になりました、第381回上山市農業委員会総会を開会します。出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議は、各位のお手元に配布しております議事日程により進めます。

議長 日程1、諸般の報告であります。事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 諸般の報告を申し上げます。第1、招集告示について、令和2年8月17日、
上山市農業委員会告示第11号により、令和2年8月25日、第381回上山市
農業委員会総会を招集する旨告示されました。第2、出席告知について、令和2
年8月18日付け農委第92号をもって、第381回上山市農業委員会総会に出
席されるよう告知いたしました。第3、総会資料の配布について、第381回上
山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配布しております。第4、総会
出欠席委員数について、委員定数16人、現在出席委員16人となっております。
また、推進委員が9人出席しております。以上で報告を終わります。

議長 日程2、議事録署名委員の指名であります。上山市農業委員会総会会議規則第2
9条の規定により、議長において、2番、長沼健司委員、9番、木村正委員を指名い
たします。

議長 日程3、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。
はじめに所有権の移転について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局
長。

事務局長 議第1号、農地法第3条の規定による許可申請の所有権の移転について説明い
たしますので、議案書の1ページをお開きください。1件の申請がございました。
整理番号1について説明いたします。譲渡人は〇〇氏、農業、譲受人は〇〇氏、
農業であります。皆沢地内の畑2筆について所有権を移転するもので、土地の所
在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、
農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれ
も可であり、下限面積の要件を満たすことから、農地法第3条第2項各号には該
当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願
いします。2番、長沼健司委員

長沼委員 整理番号1について、現地調査の結果を報告します。8月24日に〇〇さんと
話をしてきました。隣に〇〇さんのサクランボ畑があり、申請地にはサクランボが作
付されているとのことです。許可相当と考えます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のう
ち所有権の移転の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませ
んか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程4、議第2号、農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第2号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたしますので、議案書の2ページをお開きください。なお、3ページに位置図がございますので、併せてご覧ください。1件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。譲渡人は〇〇氏、会社員、譲受人は株式会社〇〇^{かぶしきがいしゃ}であります。下生居地内の田1筆について資材置場とするため転用するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第5条の規定による許可申請の整理番号1については許可相当として県知事に送付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することに決しました。

議長 日程5、議第3号、第423回農用地利用集積計画の所有権移転について議題いたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第3号、第423回農用地利用集積計画の所有権移転について説明いたしますので、議案書の4ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。譲受人は〇〇氏、認定農業者、譲渡人は〇〇氏でございます。藤吾地内の畑1筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第423回農用地利用集積計画の所有権移転のうち、整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程6、議第4号、第424回農用地利用集積計画の利用権設定について議題いたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第4号、第424回農用地利用集積計画の利用権設定について説明いたしますので、議案書の5ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。借り人は〇〇氏、認定新規就農者、貸し人は〇

○氏であります。細谷地内の県営松沢地区農地改良事業の一時利用地に指定されている畑2筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。なお、議案書で括弧を付けて表記している土地が一時利用地であり、その下段が従前の土地になります。以上の計画の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第424回農用地利用集積計画の利用権設定のうち、整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程7、報告第1号、農地法第4条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第1号、農地法第4条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたしますので、議案書の6ページをお開きください。なお、7ページに位置図がございますので、併せてご覧ください。1件の届出がございました。整理番号1について、届出者は○○氏、会社員です。金瓶地内の畑1筆について住宅用地として転用するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程8、報告第2号、農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第2号、農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたしますので、議案書の8ページをお開きください。なお、9ページに位置図がございますので、併せてご覧ください。3件の届出がございました。整理番号1について説明いたします。譲渡人は○○氏、譲受人は○○氏及び○○氏です。朝日台一丁目地内の畑1筆について、一般住宅建築のため転用するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号2について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号２について説明いたします。譲渡人は〇〇氏、譲受人は〇〇氏です。

弁天二丁目地内の畑１筆について、駐車場造成のため転用するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号３について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号３について説明いたします。譲渡人は〇〇氏、譲受人は〇〇氏です。

長清水一丁目地内の畑３筆について、一般住宅建築のため転用するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。

議長 日程９、報告第３号、農地法第１８条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告します。事務局長。

事務局長 報告第３号、農地法第１８条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の１０ページをお開きください。１件の届出がございました。整理番号１について説明いたします。貸し人は〇〇氏、借り人は有限会社〇〇であります。先ほど議決いただきました農地法第３条の所有権移転に伴い、皆沢地内の畑１筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。

議長 日程１０、報告第４号、農地法第３条の３第１項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告します。事務局長。

事務局長 報告第４号、農地法第３条の３第１項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の１１ページをお開きください。７件の届出があり、全て相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号７については、農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

長沼委員 整理番号１について、権利を取得した日が令和２８年とあるが、平成２８年の誤りではないのか。

事務局長 大変申し訳ありません。正しくは平成２８年です。謹んで訂正いたします。

議長 その他ございますか。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程 11、報告第5号、非農地証明書の交付について報告します。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第5号、非農地証明書の交付について報告いたしますので、議案書の12ページをお開きください。3件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。申請人は〇〇氏であります。下生居地内の畑2筆について申請があったものです。昭和47年9月及び昭和58年10月から宅地として利用していたもので、土地の所在、面積等の詳細は議案書に記載のとおりです。過去に転用許可を得ていたことから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号2について事務局長より報告します。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。申請人は、〇〇氏であります。鶴脛町二丁目地内の畑1筆について申請があったものです。昭和43年9月から宅地として利用していたもので、土地の所在、面積等の詳細は議案書に記載のとおりです。過去に転用届出を提出していたことから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号3について事務局長より報告します。事務局長。

事務局長 整理番号3について説明いたします。申請人は、〇〇氏であります。高野地内の畑1筆について申請があったものです。昭和48年から駐車場として利用していたもので、土地の所在、面積等の詳細は議案書に記載のとおりです。過去に転用許可を得ていたことから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議

長に委任することに決しました。以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。

(終了時刻 午後 1 時 5 5 分)

議事録署名人

議事録署名人